

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年7月18日(2023.7.18)

【公開番号】特開2021-153885(P2021-153885A)

【公開日】令和3年10月7日(2021.10.7)

【年通号数】公開・登録公報2021-048

【出願番号】特願2020-57602(P2020-57602)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 312 A

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月7日(2023.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域の上方において前方に突出する意匠部を備え、

前記遊技領域の上端を通り上下方向および前後方向に平行な断面における前記意匠部の下面の後端を第1箇所とし、

前記断面における前記意匠部の下端を第2箇所とすると、

前記第1箇所は、前記遊技領域の上端よりも下方に位置するとともに、前記遊技領域の上端に接した状態の遊技球の下端よりも上方に位置し、

前記第2箇所は、前記遊技領域の上端よりも下方に位置するとともに、前記遊技領域の上端に接した状態の遊技球の下端よりも下方に位置する

30

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ところで、遊技機では、意匠部材の大型化に対する要望が高まっている一方で、意匠部材を大型化すると、レールに沿って転がる遊技球等の遊技領域内における遊技球の視認性が損なわれるおそれがあるという問題があった。

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、前記事情に鑑みてなされたものであり、遊技球の視認性が確保できる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

50

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記目的を達成するために、本発明の遊技機は、

遊技領域の上方において前方に突出する意匠部（例えば、意匠部材84）を備え、

前記遊技領域の上端を通り上下方向および前後方向に平行な断面（図3参照）における

前記意匠部の下面（例えば、下面86）の後端を第1箇所とし、

前記断面における前記意匠部の下端を第2箇所とすると、

前記第1箇所は、前記遊技領域の上端よりも下方に位置するとともに、前記遊技領域の 10  
上端に接した状態の遊技球の下端よりも上方に位置し、

前記第2箇所は、前記遊技領域の上端よりも下方に位置するとともに、前記遊技領域の  
上端に接した状態の遊技球の下端よりも下方に位置する（例えば、段落【0036】、【  
0040】、【0041】、および図3）。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このような構成によれば、意匠部材を大型化しつつ、遊技領域を移動する遊技媒体の視  
認性を確保することができる（例えば、段落【0042】）。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明の遊技機によれば、遊技球の視認性が確保できる。

20

30

40

50